

令和5年11月吉日

各位

弁護士法人色川法律事務所

行政法務 Web セミナー(無料)のご案内

実際の裁判例からみる 地方公共団体におけるハードクレマーへの対応
—裁判官はここを見ている—

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、弊事務所は、昭和2年の開設以来、多くの地方公共団体のご依頼、ご相談に与ってまいりました。今般、その経験を活かし、地方公共団体の法務のご担当者様を対象として、下記のとおり Web セミナーを開催することといたしました。

本セミナーは、Web 上で実施いたしますので、弊事務所の顧問先以外の地方公共団体にもご案内させていただいております。弊事務所及び講師の紹介は次頁のとおりですので、ご高覧いただけますと幸いです。

ご多忙のことと存じますが、ぜひご参加いただきたく、ご案内申し上げます。 敬具

記

■日時 令和6年1月30日(火) 午後2時00分~午後3時00分
■テーマ 実際の裁判例からみる 地方公共団体におけるハードクレマーへの対応
—裁判官はここを見ている—

本セミナーでは、地方公共団体におけるハードクレマーへの対応について、やむを得ず裁判にまで至った実際の事例を踏まえ、裁判官が注目するポイントである「証拠」という切り口から検討します。前半は、実際の裁判例を紹介し、後半は、証拠化を意識した対応、対応記録の書き方、秘密録音の問題など、実践的な論点について、元裁判官と、地方公共団体の顧問弁護士それぞれの立場からディスカッションと解説を行います。

■費用 無料
■視聴方法 本セミナーは、ブラウザ(Google Chrome 又は Microsoft Edge)上で視聴可能です。特別なソフトウェアをインストールする必要はございません。

ご参加いただける場合は、準備の都合上、**令和6年1月19日(金)までに別紙申込書**に必要事項をご記入のうえ、FAXまたはメールにてお申し込みいただきますようお願い申し上げます。予定を超えるお申込みを頂きました場合には先着順とさせていただきます。

お申込みの際に記載いただいたメールアドレス宛に、1月26日(金)までに「コクリポウェビナー」より招待メールをお送りいたします。招待メールが届かない場合がございます。恐縮ですが、弊事務所 (E-mail:soumu.irokawa@irokawa.gr.jp、TEL: 06-6203-7112) 宛にご連絡ください。その他、ご不明な点がございましたら何なりとお問い合わせください。

弁護士法人色川法律事務所

Irokawa Legal Professional Corporation

■ 色川法律事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 2-6-18 淀屋橋スカイ 12 階
TEL 06-6203-7112 FAX 06-6203-7111

□ 色川法律事務所 東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-2 新日石ビル 10 階
TEL 03-6256-0361 FAX 03-6256-0362

弊事務所及び本セミナー講師のご紹介

■ 弁護士法人色川法律事務所

昭和2年に開設された大阪で最も古い法律事務所のひとつです。伝統と信頼を護りつつ、高度の専門性を備えた弁護士集団として、行政・企業等に多種多様なリーガルサービスを提供しています。特に、行政訴訟については、国、地方公共団体、独立行政法人等の代理人として、日常的な債権回収や許認可の取消訴訟から、憲法判断を伴う住民訴訟、税務訴訟など複雑困難な事件まで、幅広く豊富な経験を有しています。

■ 講師：弁護士 増田 拓也

情報ネットワーク法学会理事。行政関係では、大阪府情報システム及び情報ネットワーク等共同化事業者選定委員会委員、四条畷市補助金制度在り方検討会委員、四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金審査会委員、鯖江市地域活性化プランコンテストメンター、地方独立行政法人のコンプライアンス委員などを経験。

行政対象暴力事件から憲法訴訟まで、幅広い事件の行政側代理人を経験しています。最近では、サイバー攻撃の被害を受けた団体の対応支援、システム（ソフトウェア）の導入・保守に係る紛争、地方公共団体を代理する税務訴訟などの取扱いが増えています。行政訴訟のほか、IT・インターネット等情報分野に関する法務に注力しており、従来型の行政対象暴力だけでなく、インターネット上の誹謗中傷など新しい形の迷惑行為にも対応しています。

■ 講師：弁護士 進藤 諭

平成27年1月に裁判官に任官し、以降、大津地裁民事部、同刑事部及び那覇地裁民事部にて勤務。令和4年4月に判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律に基づき弁護士登録（令和6年4月に裁判官として復帰予定）。

裁判官としては主として民事訴訟を担当してきており、地方公共団体の関与する行政訴訟（住民訴訟や処分の取消し関係、固定資産税関係など）及び国賠請求訴訟等も数多く経験しています。弁護士登録後も訴訟事件を多く担当しており、そのうち、地方公共団体の代理人としての活動が相当程度を占めています。

弁護士法人色川法律事務所

Irokawa Legal Professional Corporation

■ 色川法律事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 2-6-18 淀屋橋スクエア 12 階
TEL 06-6203-7112 FAX 06-6203-7111

□ 色川法律事務所 東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-2 新日石ビル 10 階
TEL 03-6256-0361 FAX 03-6256-0362